

【豊中市立養護老人ホーム条例の設定について】

(質問)

市議案第86号 豊中市立養護老人ホーム条例の設定について伺います。新たに設置される豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかは、一部事務組合で運営されている豊中市箕面市養護老人ホーム「永寿園」と、サービス内容や費用負担面などで異なることがあれば、教えて下さい。

<答弁>

永寿園とよなかは、指定管理者制度により社会福祉法人が運営することとなります。施設内での生活サービスはこれまでどおりですが、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けますので、要介護状態になられても施設のケアマネージャーのケアプランによって、毎日の生活と共に適切な介護サービスを利用して頂けるようになります。また、サービスを受けて頂く環境としましては、従来の相部屋から個室となるためプライバシーの確保が図れるようになります。費用負担については、国の費用徴収基準を用いますので変更はございません。

(質問)

養護老人ホームは、特別養護老人ホームなどとは異なり、低所得者支援施設であり、希望すれば誰でも入所できる施設ではありませんが、市民の中には、その違いを知らず(分からず)、入所の問合せをしたり、申し込みをしようとしたりする方がおられるようです。こいった誤解や認識不足を解消するための広報や情報提供も一定必要ではないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

永寿園とよなかについては、今後、新しく作成するパンフレットや市の広報誌にそれぞれサービスごとの説明文を記載することや、既存のパンフレットを活用し、市民や介護保険事業者等にわかりやすい情報提供を行ってまいりたいと考えております。

(質問)

新施設に関しては、愛称の募集をする予定はあるのでしょうか？

<答弁>

新施設は現施設の入所者の新しい住まいとなりますが、入所者の方々や市民になじみのある「永寿園」の名を豊中市が継承し、「永寿園とよなか」と提案させて頂いておりますので、この名称が新たな地でも親しみをもっていただくよう、特に愛称を募集することは考えておりません。

(質問)

新施設の建設地の近隣では、マンション建設に関して、近隣住民の方々が開発や建設に反対運動や裁判をされていますが、当施設の開発や建設に対しては、現在のところ、

そういった動きはないのでしょうか。

<答弁>

永寿園とよなかの建設に際しては、特にございません。

(質問)

新施設の管理運営は指定管理者が担うとのことですが、現在の施設で働いておられる方々は新しい施設でも雇用されるのでしょうか？

<答弁>

本市からの派遣職員は一部事務組合解散とともに派遣を解き、本市において適性に基づき配置することになります。一部事務組合が雇用した嘱託職員については、新施設の運営法人が面接の機会を持ち、条件が合えば採用することで、入所者の方々とのなじみの関係を継続していけるよう考えております。

(意見・要望)

色々と質問させて頂き、新しく建設される永寿園とよなかの事業、サービス内容、付随的なことについてよく分かりました。ぜひ、今後、永寿園とよなかについて、サービス内容、施設内容などの詳細を分かりやすく、幅広く広報して頂きたいと思います。

また、「本市からの派遣職員は、一部事務組合解散とともに派遣を解き、本市において適性に基づき配置する」とのことでしたが、一部事務組合が担っていた業務を市が引き継ぐわけではありませんので、当然、市として新たな業務が増えるわけではありませんので、現行の職員定数を増加するのではなく、現行の定数内でしっかりと配置して頂くことを要望しておきます。

【障害者就労支援強化事業について】

(質問)

市議案第78号平成24年度豊中市一般会計補正予算第1号について伺います。各会計事業別補正予算説明書 P. 1に記載されている障害者就労支援強化事業は新規事業ということですが、これまでは障害福祉課として、障がい者の就労支援をどのように行われてきたのでしょうか？また、障害者就労支援強化事業とのことですが、今回の事業によって、内容や質、量の面でどのような強化が図られると考えておられるのでしょうか？

<答弁>

これまで障害者に対する就労支援につきましては、福祉的な側面から障害の特性やこれまでの生活状況に配慮し、就労あっせん機関の紹介、就労訓練施設への通所、市の各課を就労体験場所として提供するなど行ってまいりました。その際には就労支援を行う障害福祉サービス事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、雇用労働課の地域就労支援センターと連携するとともに、個別の支援を行うほか、障害者自立支援協議会就労促進部会での課題検討や情報共有を通じて障害者の円滑な就労移行にむけて取り組んでまいりました。

今回の就労支援強化事業でございますが、障害者就労支援施設を行う障害福祉サービス事業所への支援を主にした事業です。就労支援を行う施設のうち就労実績が少ない事業所もあるなど、現在、市内に約20か所ある事業所に対し、障害者へのサポートに関わる専門的スキルやノウハウの伝達、雇用や体験実習の受け入れ企業の開拓ならびに障害者や障害者施設と企業とのマッチング、就労支援機関相互の情報の共有化などを行うものです。

本事業につきましては、大阪府では24年度以降府内全域で展開することを計画しておりましたが、先般、財政負担の観点から政令市・中核市は対象外とされましたため、本市といたしましては当該事業の成果を鑑み、市の事業として実施してまいりたいと考えております。

(質問)

大阪府の行ってきた障がい者就労支援事業ではあまり効果が出て来なかったのではないかとと思いますが、あえて、その大阪府の障がい者就労支援事業を担ってきた障がい者就業・就労サポート協働機構に事業委託をする意図は何でしょうか？

豊中市では、雇用労働課が障がい者の就労支援も行っており、ノウハウも実績も一定蓄積されてきていると思います。今回、予算化して事業委託をするのであれば、雇用労働課の障がい者就労支援事業の予算を拡充して対応してもらった方が効果的ではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業を委託する「障がい者就業・就労サポート協働機構」につきましては、社会福祉法人大阪府総合福祉協会やエルチャレンジと呼ばれる大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合など4つの法人や団体で構成されております。

当該団体に事業委託を行う意図といたしましては、これまで知的障害者をはじめとする障害者の就労訓練や定着支援への取り組みに豊富な知識を有していることや、職業紹介事業の経験を通して得た企業開拓の実績が多くあることなどから、障害特性に合わせた就労移行支援が可能であると判断しております。また、大阪府における当該事業におきまし

でも引き続いて当該団体が事業受託をしていることから、一体的に連携した事業効果が得られるものと考えております。

雇用労働課が行う就労支援事業への集約化については、雇用労働課とも調整を行いました。当該事業の目的が障害者自立支援法に基づく就労支援関係の事業所への支援強化を中心とした障害者の就労促進にあることから、府事業と連携して一体的に行うことで効果が得られることや、障害者就業・生活支援センターや支援学校、ハローワーク等の各就労関係機関で構成する障害者自立支援協議会就労促進部会の活性化や連携強化、さらには個々の障害特性に応じたきめ細やかな福祉的支援を伴うケースが多いため、障害福祉施策の一環として実施してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

障害福祉課には就労支援、就業支援のノウハウがほとんどないと思います。そのため、予算をつけて新規事業をすと言っても障害福祉課が行うわけではなく、委託に頼らざるを得ないわけです。一方で、委託予定先の障がい者就業・就労サポート協働機構の大阪府障がい者就労サポート事業の内容は、市の雇用労働課、パーソナルサポートセンター、地域就労支援センター、無料職業紹介所・豊中で行っているものとそれほど変わりません。実績で言っても、雇用労働課の就労支援によって一般就労に結びついた障がい者の数は、障がい者就業・就労サポート協働機構の支援によって一般就労に結びついた障害者の数は、それほど変わらないか、むしろ、雇用労働課の支援を受けて一般就労につながった方が多いのではないかと思います。

さらに、大阪府障がい者就労サポート事業は3年間という時限事業であり、継続性も、その先の発展性も低いように思います。それよりは、今後も継続して事業を展開していける雇用労働課の障がい者就労支援事業の予算を拡充する方が、将来性、発展性、さらには、市としての独自性、ノウハウの蓄積につながるのではないかと思います。

そもそも、昨年度まで行われてきた大阪府障がい者就労サポート事業が効果を挙げていると判断されるなら、大阪府も財政負担を考慮しても政令市や中核市を対象外にはしなかったのではないのでしょうか。つまり、大阪府は費用対効果を考えて政令市や中核市をこの事業の対象外にしたと考えられないのでしょうか。

にも拘らず、府が財政負担を拒んだ事業に対し、市が事業費の負担を肩代わりしてまで事業の継続をしようとする事について、もう少し創意工夫、豊中市の独自性を発揮されても良かったのではないかと思います。

障がい者の就労支援は今後、ますます自治体で担っていくことになると思いますし、時間が経過すればするほど、より就労困難な障がい者や障害福祉サービス事業所が残ってくると思います。

そういった将来的観点から、私は必ずしも民間事業者や団体のノウハウの活用について否定しているわけではありません。しかし、障害福祉課の就労支援業務として予算措置されているわけですので、民間活力の導入やノウハウの活用を目的に事業委託するのであれば、せめて、事業委託就労後には障害福祉課がそのノウハウをきっちりと習得し、活かしていけるようにするぐらいの意識を持って頂きたいと強く要望しておきます。

【国民健康保険事業の償還金について】

(質問)

市議案第79号平成24年度豊中市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について伺います。各会計事業別補正予算説明書 P. 4に記載されている国民健康保険事業の償還金の内訳を伺うと、特定健康診査・特定保健指導に係るものが含まれていますが、これは健康診断の受診者が、市の想定、目標としていた数に比べて少なかったことが要因なのでしょうか？

<答弁>

特定健康診査・特定保健指導国庫負担金及び府費負担金の返還予定額につきましては、交付金の請求時における実績の差額を返還するものであり、今回、特定健診の受診者数として20807人を見込みましたが、実績は20244人であり、特定保健指導利用者数につきましても667人と見込みましたが、実績は583人であったために生じた差額192万8000円を返還するものであります。

(質問)

特定健診の受診率は国の目標値が65%だそうです。豊中市の受診率は30%にも満たない状態にあると伺っています。これまでも様々な手法、手段で受診率の向上を図ってこられたと思いますが、結果としてなかなか受診率が向上されない現状についての市の見解と、あらためて、特定健診の受診率を向上させる意義と市にとってのメリットをお答え下さい。

<答弁>

特定健診の受診率向上に向けた取り組みにつきましては、がん検診とのセット健診や、未受診者への受診勧奨、実施医療機関への啓発、健康づくり推進員と連携した受診率アップキャンペーンなど様々な取り組みを実施してまいりましたが、受診率は、目標値になかなか到達していない状況でございます。

特定健診の受診率を向上させる意義とメリットでございますが、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施することは、近年増加傾向にある糖尿病をはじめとする生活習慣病を早期の段階で予防し、健康寿命の延伸を図るとともに、中長期的には医療費の抑制につながるものと考えておりますので、今後におきましても、これまでの取り組みを検証し、より効果的な方策を検討し、受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(質問)

市として、特定健診の受診率を向上させることは様々な点で意義があり、市にとってもメリットがあると認識されており、当然、特定健診を受診することは市民にとっても病気が重症化したり、発見の遅れに繋がったりしないためにも重要なものと思います。

そして、市としては、特定健診の受診率向上を目指し、様々な取り組みをされているわけです。市が行っている一つ一つの取り組みの効果性、妥当性、適応性などの評価は必要かと思いますが、実際に様々な取り組みをされていることは事実なわけです。

それでも、なかなか特定健診の受診率が向上しない現状や、さきほどの答弁で、「平成23年度の特定健診の受診者数を20807人と見込まれた」とのことでしたが、特定健診の実際の対象者数は約76000人であり、その点で言えば、そもそも市自身も特定健診の受診率が約27.4%とかなり低い数字を想定された現状を踏まえると、今後も、受診率の向上はあまり期待できないように思います。

そこで、特定健診の受診率を向上することを目的として、特定健診もしくはそれに相当する健康診断を全く受診されない方に対しては、罰則を設けるなど、もう少し強制的に健康診断を受診させる取組みをしてもよいのではないかと思います。ご見解をお聞かせください。

<答弁>

特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者に対して、その実施が義務付けられておりますが、受診することについては強制的なものではありませんので、未受診者の方にペナルティを課すような仕組みとはなっておりません。しかしながら、受診行動へのインセンティブを図ることを狙いまして、今年度は健診受診者に抽選でカタログギフトを進呈するしくみを取り入れるなど工夫を凝らし、様々な観点からとりくんでいるところでございます。

(意見・要望)

特定健診の受診率を向上させる意義やメリットを認識されており、様々な対策を講じておられるにも拘らず、結果に結びついていない現状に対して、担当課をはじめ市を責めるつもりは全くありません。特定健診の受診率向上はやはり個々人の意識改革につきると考えるからです。だからこそ、強制的、半強制的に市民に特定健診を受けさせられないのかと質問させて頂きました。特定健診を受けずに、病気の発見が遅れたり、重症化されて個人が困るのは勝手ですが、そのことで、行政にとっては様々な形で人的、財政的支援が必要になるかも知れませんが、市民にとっては医療費の総額が増えることにより、保険料の負担が重くなる可能性があります。そういう点では、個人の勝手が周りに大きな負担や迷惑をかける可能性があるにもかかわらず、そういった意識の低い方に対して、ペナルティを課すどころか、受診行動へのインセンティブを図ってまで対応されているという状況に非常に違和感を持ちます。

車検を受けていない車を運転するとペナルティが課されますし、車検を受けたか受けてないかの情報管理はされています。特定健診の受診率が低調であり続けるならば、市民の健診についても同様の対応を検討されても良いのではないかと思いますし、それ以外の方法では、爆発的に受診率の向上は見込めないと思います。

また、少なくとも、特定健診を受診したことによって、病気の早期発見につながったり、大事に至らなかった実例を広報したり、一方で、特定健診を怠った結果、病気の発見が遅れたり、重症化した実例や、それによって多額の医療費が発生した実例などを広報することで、市民の意識改革を積極的に行って頂きたいと思っております。